公　告

諸　事　項

建築士懲戒処分公告

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月５日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1　処分をした年月日　平成24年８月30日

2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　遠藤　　孝　一級建築士　第96161号

3　処分の内容　平成25年１月１日から業務停止12月

4　処分の原因となった事実　埼玉県内、千葉県内及び神奈川県内の建築物（９物件）について、㈲藤建事務所（埼玉県知事登録⑷第3004号）の業務に関し、設計者として、上記９物件のうち千葉県内及び神奈川県内の８物件について構造計算書の不整合がみられる不適切な設計（⑴神奈川県内の１物件（建築確認：平成19年６月）について、構造計算書の断面計算において「ＮＧ」が「ＯＫ」に切り貼りされている。⑵別の神奈川県内の１物件(建築確認：平成15年４月）について、㈠複数の出力した計算書を組み合わせて１つの計算書としている、㈡断面算定について計算書の数値が切り貼りされている。⑶別の神奈川県内の１物件（建築確認：平成17年６月）について、㈠複数の出力した計算書を組み合わせて１つの計算書としている、㈡計算書の部材種別が書き換えられている、㈢偏心率を操作するため不適切な追加荷重が入力されている。⑷別の神奈川県内の１物件（建築確認：平成12年９月）について、構造計算書において数値が切り貼りされている。⑸千葉県内の１物件（建築確認：平成17年８月）について、㈠断面計算において「ＮＧ」が「ＯＫ」に切り貼りされている、㈡計算書の部材種別が書き換えられている。⑹別の千葉県内の１物件（建築確認：平成17年８月）について、㈠断面計算において「ＮＧ」が「ＯＫ」に切り貼りされている、㈡計算書の部材種別が書き換えられている。⑺別の神奈川県内の１物件（建築確認：平成18年８月）について、構造計算書の部材種別が書き換えられている。⑻別の神奈川県内の１物件（建築確認：平成13年８月）について、㈠複数の出力した計算書を組み合わせて１つの計算書としている、㈡計算書の部材種別が書き換えられている。）を行い、また、上記９物件のうち埼玉県内の１物件（建築確認：平成17年10月）について構造計算書と構造図の間に不整合がみられる不適切な設計を行った。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月５日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1　処分をした年月日　平成24年８月30日

2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　大栗　育夫　一級建築士　第124639号

3　処分の内容　平成25年１月１日から業務停止６月

4　処分の原因となった事実　埼玉県内、千葉県内及び神奈川県内の建築物（６物件）について、㈱長谷工コーポレーションエンジニアリング事業部一級建築士事務所（東京都知事登録第10339号又は東京都知事登録第49317号）の業務に関し、設計者として、上記６物件のうち千葉県内及び神奈川県内の５物件について構造計算書の不整合がみられる不適切な設計（⑴神奈川県内の１物件（建築確認：平成15年４月）について、㈠複数の出力した計算書を組み合わせて１つの計算書としている、㈡断面算定について計算書の数値が切り貼りされている。⑵別の神奈川県内の１物件（建築確認：平成17年６月）について、㈠複数の出力した計算書を組み合わせて１つの計算書としている、㈡計算書の部材種別が書き換えられている、㈢偏心率を操作するため不適切な追加荷重が入力されている。⑶千葉県内の１物件（建築確認：平成17年８月）について、㈠断面計算において「ＮＧ」が「ＯＫ」に切り貼りされている、㈡計算書の部材種別が書き換えられている。⑷別の千葉県内の１物件（建築確認：平成17年８月）について、㈠断面計算において「ＮＧ」が「ＯＫ」に切り貼りされている、㈡計算書の部材種別が書き換えられている。⑸別の神奈川県内の１物件（建築確認：平成13年８月）について、㈠複数の出力した計算書を組み合わせて１つの計算書としている、㈡計算書の部材種別が書き換えられている。）を行い、また、上記６物件のうち埼玉県内の１物件（建築確認：平成17年10月）について構造計算書と構造図の間に不整合がみられる不適切な設計を行った。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月５日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1　処分をした年月日　平成24年８月30日

2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　横川　英夫　一級建築士　第105536号

3　処分の内容　平成25年１月１日から業務停止１月

4　処分の原因となった事実　神奈川県内の建築物（１物件（建築確認：平成18年８月））について、㈱長谷工コーポレーションエンジニアリング事業部一級建築士事務所（東京都知事登録第49317号）の業務に関し、設計者として、構造計算書の不整合がみられる不適切な設計（構造計算書の部材種別が書き換えられている。）を行った。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月５日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1　処分をした年月日　平成24年８月30日

2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　三井啓太郎　一級建築士　第94193号

3　処分の内容　平成25年１月１日から業務停止１月

4　処分の原因となった事実　神奈川県内の建築物（１物件（建築確認：平成12年９月））について、㈱長谷工コーポレーションエンジニアリング事業部一級建築士事務所（東京都知事登録第10339号）の業務に関し、設計者として、構造計算書の不整合がみられる不適切な設計（構造計算書において数値が切り貼りされている。）を行った。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年 10 月５日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1　処分をした年月日　平成24年８月30日

2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　狩野　洋一　一級建築士　第201307号

3　処分の内容　平成25年１月１日から業務停止１月

4　処分の原因となった事実　神奈川県内の建築物（１物件（建築確認：平成19年６月））について、一級建築士事務所㈱松田平田設計（東京都知事登録第126号）の業務に関し、設計者として、構造計算書の不整合がみられる不適切な設計（構造計算書の断面計算において「ＮＧ」が「ＯＫ」に切り貼りされている。）を行った。